

閱覽用

第2次  
上士幌町環境基本計画  
(2024-2030年度)  
(案)

令和6(2024)年1月

上士幌町

## 第2次上士幌町環境基本計画案(計画期間：2024～2030年度)

### 目次

1. 基本的事項	1
1.1. 策定の背景	1
1.2. 計画の目的、位置づけ、計画の期間	2
(1) 計画の目的	2
(2) 位置づけ	3
(3) 計画期間	3
2. 上士幌町の概要とこれまでの取組	4
2.1. 上士幌町の概要(土地利用と主要産業)	4
2.2. これまでの取組	5
(1) 上士幌町の環境政策	5
(2) 前計画での取組	6
2.3. アンケート調査結果から	12
3. 計画の基本理念	14
3.1. 目指す目標像	14
3.2. 施策の基本的な考え方	15
3.3. 基本目標	16
4. 各分野の施策方針	17
4.1. 自然環境：人と自然との共生をめざします	17
(1) 野生生物の保全と管理	17
(2) 森林や農地の持続的利用	19
(3) 国立公園や文化資源の保全と活用	20
4.2. 資源循環：循環型社会を実現します	21
(1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進	21
(2) 循環型の農業の推進	23
4.3. 地域環境：安心安全で良好な生活環境を確保します	24
(1) 河川環境の保全、管理	24
(2) 安心安全な生活環境の保全維持	26
(3) 魅力的な市街地や農村景観の形成	26
4.4. 地球環境：脱炭素のための取組を推進します	27
(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進	28
(2) 省エネルギーの推進	29
(3) 総合的な取組	30
4.5. 協働連携：参加と協働により取組を推進します	31
(1) 環境教育の推進、環境意識の醸成	31
(2) 関係機関との連携による取組の推進	32
5. 推進体制と進行管理	33
5.1. 推進体制と進行管理	33
5.2. 役割分担	34

# 1. 基本的事項

## 1.1. 策定の背景

「上土幌町環境基本条例」に基づき「上土幌町環境基本計画」を2006(平成18)年12月に策定し、16年が経過しました。この間に、以下のように社会情勢は大きく変わってきました。

### 【世界・国内の動向】

- 2015(平成27)年9月の国連サミットで、国際社会全体の開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)として、2030年を期限とする包括的な17の目標が設定されました。
- 2016(平成28)年11月に、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」とする「パリ協定」<sup>1</sup>が発効されました。
- 2018(平成30)年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では、地域資源を活用した自立・分散型社会の形成をめざす「地域循環共生圏」が提唱されています。
- 2020(令和2)年10月、当時の総理大臣により「2050年までに、温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル<sup>2</sup>、脱炭素<sup>3</sup>社会の実現をめざす」ことが宣言されました。

これらの脱炭素に向けた各施策を現行の計画に反映させ、変化する社会情勢に対応した目標や指針の設定を環境基本計画に組み入れます。

### 国際的動向

2015年9月採択 **SDGs 持続可能な開発目標**  
(Sustainable Development Goals)  
2030年までに達成すべき17の目標

2016年11月発効 **「パリ協定」**による温室効果ガス  
排出量削減に関する目標

### 国内動向

2018年4月 **「地域循環共生圏」**閣議決定  
国の第5次環境基本計画において、自立・分散型社会を形成しつつ、地域資源を活用する取組で、SDGsやSociety5.0を実現につなげるもの

※ Society5.0 :

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

2020年10月 菅内閣総理大臣による**カーボンニュートラル宣言**  
2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現をめざす



「第5次環境基本計画の概要」より

- 1 パリ協定：2015年フランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定。
- 2 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な発生源による「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
- 3 カーボンニュートラルと同じ意味

## 1.2. 計画の目的、位置づけ、計画の期間

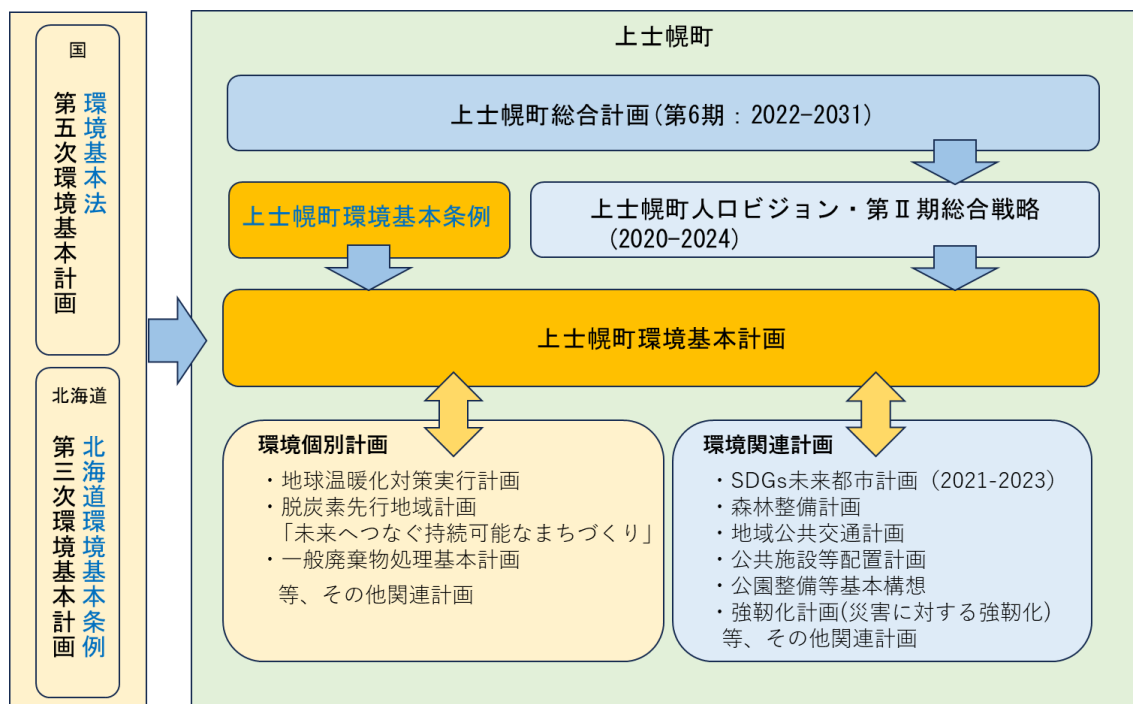
### (1) 計画の目的

上士幌町環境基本計画は、上士幌町環境基本条例に定めた基本理念を実現することを目的に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2006(平成18)年12月に策定しました。環境問題に対する社会情勢の変化を踏まえ、将来に向けた環境政策を推進するため、第2次上士幌町環境基本計画を策定します。

上士幌町環境基本条例（抜粋）	
第3条 （基本理念）	<p>環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民等がそれぞれの役割分担の下に協働で自主的かつ積極的に進められなければならない。</p> <p>2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として取り組まなければならない。</p> <p>3 環境の保全及び創造は、町民等が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを次世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。</p> <p>4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識し、地域の事業活動及び日常生活において自らの問題としてとらえ、国際的な協力の下に推進されなければならない。</p>
第7条 （施策の基本方針）	<p>町、事業者及び町民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>（1） 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。</p> <p>（2） 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保するとともに、森林、水辺、農地等における多様な自然環境を保全すること。</p> <p>（3） 地域の特性を活かした良好な景観の形成、歴史的な文化遺産の保全等により、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる環境を確保すること。</p> <p>（4） 人と自然の豊かなふれあいが保たれること。</p> <p>（5） 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効活用を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。</p> <p>（6） 地球環境保全に資する施策を推進すること。</p>

## (2) 位置づけ

環境基本計画は、まちづくりの総合的な取組を定めた「上士幌町総合計画(第6期)」の目標を、環境面から実現するための計画として位置づけられます。長期的な目標や施策の方向を示すもので、具体的な施策や事業は個別の計画により実施されます。



## (3) 計画期間

2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの6年間とします。

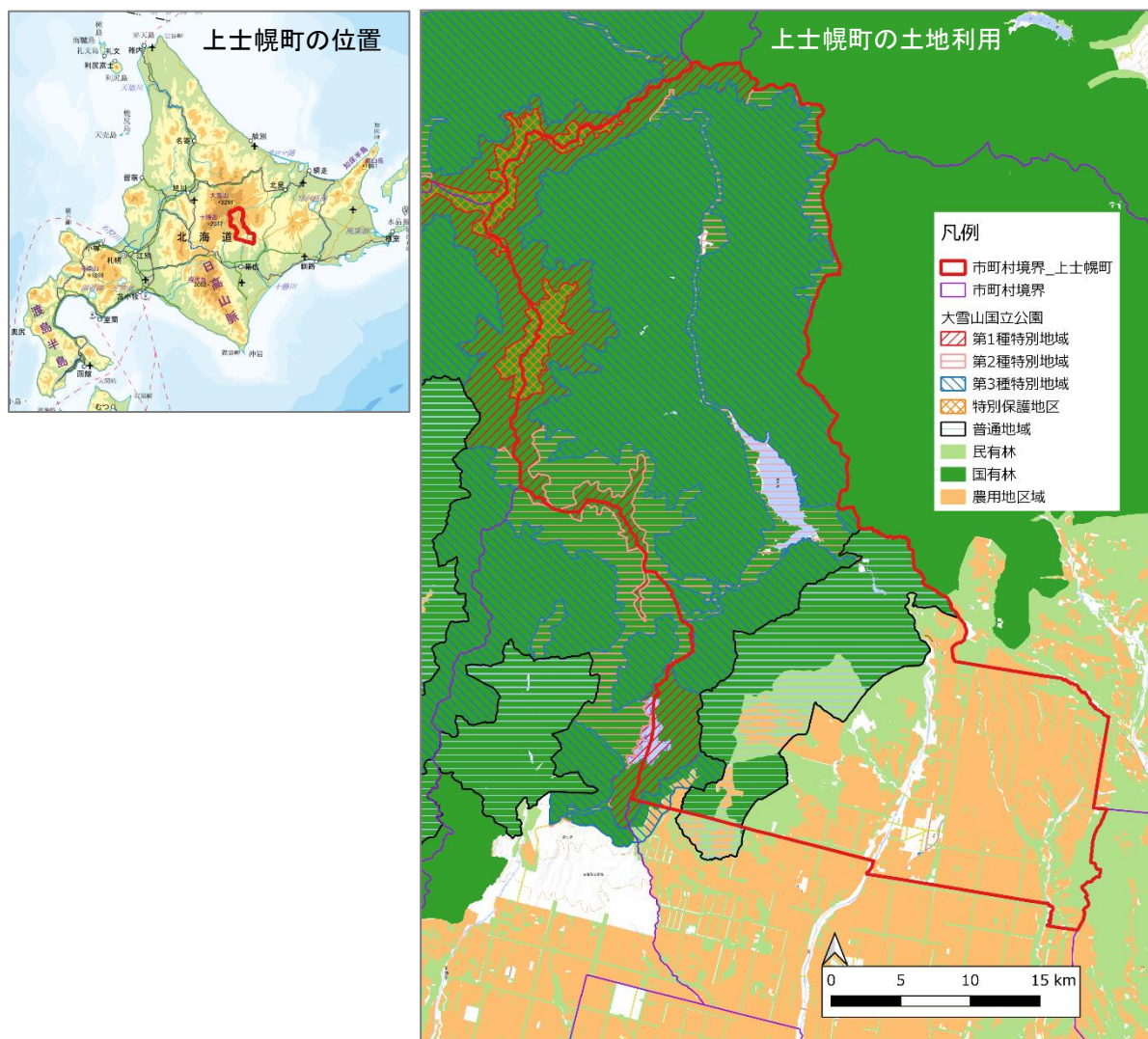
環境個別計画・環境関連計画の進捗状況にあわせて、必要に応じて見直していきます。

## 2. 上士幌町の概要とこれまでの取組

### 2.1. 上士幌町の概要(土地利用と主要産業)

- 上士幌町は、十勝平野の北部、大雪山国立公園の東山麓から十勝平野につながる区域にあり、十勝川水系音更川の上流域に位置しています。
- 町の面積の76%が森林、その約9割は国有林となっています。これらの森林のほとんどが大雪山国立公園に指定されており、国立公園の面積は町全体の74%にもなります。これ以外の17%が農用地で、畑作、酪農等が営まれています。町の人口約5,000人の多くは、町南部の役場周辺の市街に居住しています。
- 農業は町内の就業人口の32%を占め、畜産業はその粗生産額が200億円を超え、町の経済の推進力となっています。デントコーン、牧草等の畜産に関わる農地は町面積の8%を占め、そこで飼育される乳用牛及び肉用牛は37,000頭を超え、町の人口の4倍近い数となっています。

※データは、町勢要覧及び大雪山国立公園計画書より



## 2.2. これまでの取組

### (1) 上士幌町の環境政策

- 2017(平成 29)年、関係団体や企業と「エネルギー地産地消のまちづくりに関する連携協定」を結び、資源循環型農業、バイオガス発電によるエネルギーの地産地消にいち早く取り組んできました。
- 資源循環型農業、再生可能エネルギーの地産地消と地域経済の活性化、Society5.0<sup>4</sup>のスマート社会<sup>5</sup>の創造等、環境・経済・社会の面からの取組が評価され、第 4 回ジャパン SDGs アワードでの表彰を受けました。
- 2021(令和 3)年 12 月に「ゼロカーボンシティ<sup>6</sup>宣言」を表明しました。
- 2022(令和 4)年 4 月に「第 1 回脱炭素先行地域」に選定され、ICT<sup>7</sup>の技術を活用したスマートタウン構築をめざすとともに、2023(令和 5)年 3 月に「上士幌町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を策定し、再エネ導入や省エネの取組を進めています。

### 上士幌町の環境政策と道内外の環境行政の動向・関連事項

年月	上士幌町(黒字)・道内外の動向(青字)・国際的動向(赤字)
2006(平成 18)年 12 月	環境基本計画策定
2011(平成 23)年 3 月	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所の事故による大量の放射性物質の放出、がれきなどの大量の災害廃棄物の発生等
2015(平成 27)年 9 月	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択される
2016(平成 28)年 11 月	温室効果ガス排出量削減のための枠組み「パリ協定」発効
2017(平成 29)年 4 月	「畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消のまちづくり事業」開始
2018(平成 30)年 9 月	北海道胆振東部地震発生 道内全域で約 11 時間停電、64 時間後に北電が復旧宣言を行う
2018(平成 30)年 4 月	「第 5 次環境基本計画」閣議決定 「地域循環共生圏」の提唱
2020(令和 2)年 10 月	「2050 年カーボンニュートラル」 日本政府が宣言
2020(令和 2)年 12 月	「第 4 回ジャパン SDGs アワード」SDGs 推進副本部長賞(内閣官房長官賞)を受賞
2021(令和 3)年 8 月 12 月	「SDGs 未来都市計画」策定 「北海道上士幌町ゼロカーボンシティ宣言」表明
2022(令和 4)年 3 月 4 月	「第 6 期上士幌町総合計画」策定 「第 1 回脱炭素先行地域」に選定される
2023(令和 5)年 2 月	「上士幌町一般廃棄物処理基本計画」策定
2023(令和 5)年 3 月	「上士幌町地球温暖化対策実行計画」策定

4 Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

5 スマート社会・スマートタウン：新技術を活用し、交通や物流、各種行政サービス等まちの機能を効率化、最適化し、新たな価値を創出し続ける、持続可能なまち、または社会。

6 ゼロカーボンシティ：2050 年までに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な発生源による「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロ(カーボンニュートラル)に取り組むこと。

7 ICT(あい・しー・てい)：Information and Communication Technology の略。

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

## (2) 前計画での取組

### 前計画の基本目標

豊かな自然と環境を生かした北の元気まち	
基本目標	施策目標
<自然環境> 人と自然の共生を目指します	1.多様な動植物を保護する 2.河川や地下水などの水環境を保全する 3.森林の多彩な機能を保全する 4.土壌を保全する
<生活環境> 循環型社会の構築を図ります	1.ごみを減らし、ごみを資源として利用する 2.耕畜連携で安全で安心な作物をつくる
<居住環境・景観> 美しい景観と安全安心な環境を確保します	1.美しい景観をつくる 2.安心・安全な生活を確保する
<地球環境> 地球環境の保全に貢献します	1.地球温暖化防止に貢献する 2.オゾン層破壊と酸性雨の防止に貢献する 3.広域的な取組を推進する
<環境学習・教育と情報発信> 参加と協働の仕組みをつくります	1.地域に適した環境保全の手法を検討する 2.食育をとおして人と自然との共生を学ぶ 3.参加意識を醸成し情報を発信する



上士幌町環境基本計画の取組概要

基本目標及び 施策目標	取組概要
<b>人と自然の共生を目指します</b>	
多様な動植物を保護する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種自然観察会の実施</li> <li>・ 生息・生育する動植物種の分布や生息地の把握</li> <li>・ 希少野生動物の保全活動</li> <li>・ 特定外来生物（ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチ等）の防除と啓発活動</li> </ul>
河川や地下水などの水環境を保全する	<p>河川の管理：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道が管理する河川での治水事業</li> <li>・ 居辺川砂防工事、音更川護岸工事、水位計設置などによる調査等</li> <li>・ 町が管理する普通河川でのパトロール巡視</li> </ul> <p>下水道：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水洗化率向上の推進及び合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施</li> <li>・ 水質検査を実施、下水汚泥の分析を実施</li> <li>・ 明渠排水路の保全</li> <li>・ 大雨後や融雪出水期等のパトロール実施及び施設状況の確認</li> <li>・ 地域資源の保安全管理のために組織された保全隊による、伐木や草刈、泥上げ等の活動実施</li> </ul> <p>水質調査：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004(平成 16)～2006(平成 18) 年の 3 年間及び後の状況調査を 2007(平成 19)～2014(平成 26)年の 8 年間実施</li> </ul>
森林の多彩な機能を保全する	<p>森林整備と再生：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「上士幌町森林整備計画」に基づき、町有林の伐採・植栽・保育事業を適時適切に実施している。</li> <li>・ 「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に基づき、針葉樹一辺倒ではなく広葉樹の植栽を実施し、この取り組みに町民や森林・林業に関心のある団体を交えることで「木」への興味関心の醸成と多様な樹種構成を目指すとともに生態系の保全を図る。</li> </ul>
土壌を保全する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未立木地の分布の確認</li> <li>・ 町内で自給されるメタン発酵消化液を活用し、化学肥料の削減と有機物を活用した農家の土づくりを推奨</li> </ul>

基本目標及び 施策目標	取組概要
<b>循環型社会の構築を図ります</b>	
<p>ごみを減らし、ごみを資源として再利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022(令和4)年度に「上士幌町一般廃棄物処理基本計画(2023(令和5)～2037(令和19)年度)」を策定し、町民・事業者・行政が協働・連携して、一体となった持続可能な「循環型社会」の実現を目指すこととしている。</li> </ul> <p>排出量・リサイクル率：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2005(平成17)年度の総排出量は2,131t、町民一人当たりの排出量は393kg/年</li> <li>・ 2021(令和3)年度の総排出量は1,644t(2005(平成17)年比77%)</li> <li>・ 町民一人当たりの排出量は332kg/年(2005(平成17)年比84%)</li> <li>・ 2005(平成17)年度のリサイクル率22.5%、2021(令和3)年度のリサイクル率25.4%</li> </ul> <p>処理施設：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2028(令和10)年度の広域処理参画に伴い、それまでの処理施設の解体に向けた作業を進めるとともに、必要となるごみ中継施設の整備を士幌町と協力して進める。</li> <li>・ 有害鳥獣減容化施設の検討</li> </ul>
<p>耕畜連携で安全で安心な作物をつくる</p>	<p>農業基盤整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人・農地プランに基づき経営中心体へ農地の集積・集約化を図る</li> </ul> <p>家畜ふん尿の有効利用・環境保全型農業推進：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜ふん尿を嫌気発酵させ、消化液は有機肥料として活用することができる。この消化液の活用により、家畜ふん尿の有効利用を促進する。</li> <li>・ メタン発酵消化液と緑肥の施用を奨励し、農地管理による温室効果ガスの吸収量及び農地土壌炭素の貯留量を増加させることにより、地球温暖化対策への貢献、並びに有機物を活用した土づくりを推進する。</li> </ul>

基本目標及び 施策目標	取組概要
<b>美しい景観と安全安心な環境を確保します</b>	
美しい景観をつくる	<p>国立公園の温泉街の再整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雪山国立公園の東の玄関口としてふさわしい景観・利用環境を備えた温泉街を形成するために、2014(平成 26)年度に「ぬかびら源泉郷地区景観整備構想」を策定し、眺望の阻害要因となっていた旧東大雪グランドホテルを撤去し、2016(平成 28)年度にぬかびら源泉郷中央園地の再整備を実施した。</li> </ul> <p>公園整備・花壇整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022(令和 4)年度に公園マスタープランを包含する形で、「上士幌町公園整備等基本構想」を策定。</li> <li>・ 緑の募金事業による各行政区および林業事業所ほか関係団体、個人の募金を財源とし、認定こども園および学校と連携し花壇整備や植樹を実施した。</li> </ul>
安全・安心な生活を確保する	<p>上水道：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度毎に策定する水質検査計画書により水質検査を実施し、検査結果を役場建設課及び町 HP にて公表した。</li> </ul> <p>下水道・し尿処理：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上士幌町特定環境保全公共下水道事業計画(2007(平成 19)年度)に基づき、汚水処理施設を整備した。</li> <li>・ 上士幌町個別排水処理施設整備事業により、下水道整備区域外の個人に対する浄化槽の設置、上士幌町合併処理浄化槽設置補助事業により、下水道整備区域外の個人設置に対する助成を実施した。</li> <li>・ 産業廃棄物処理委託業務(下水道汚泥処理処分)により民間企業による下水道汚泥の堆肥化を実施した。</li> </ul>

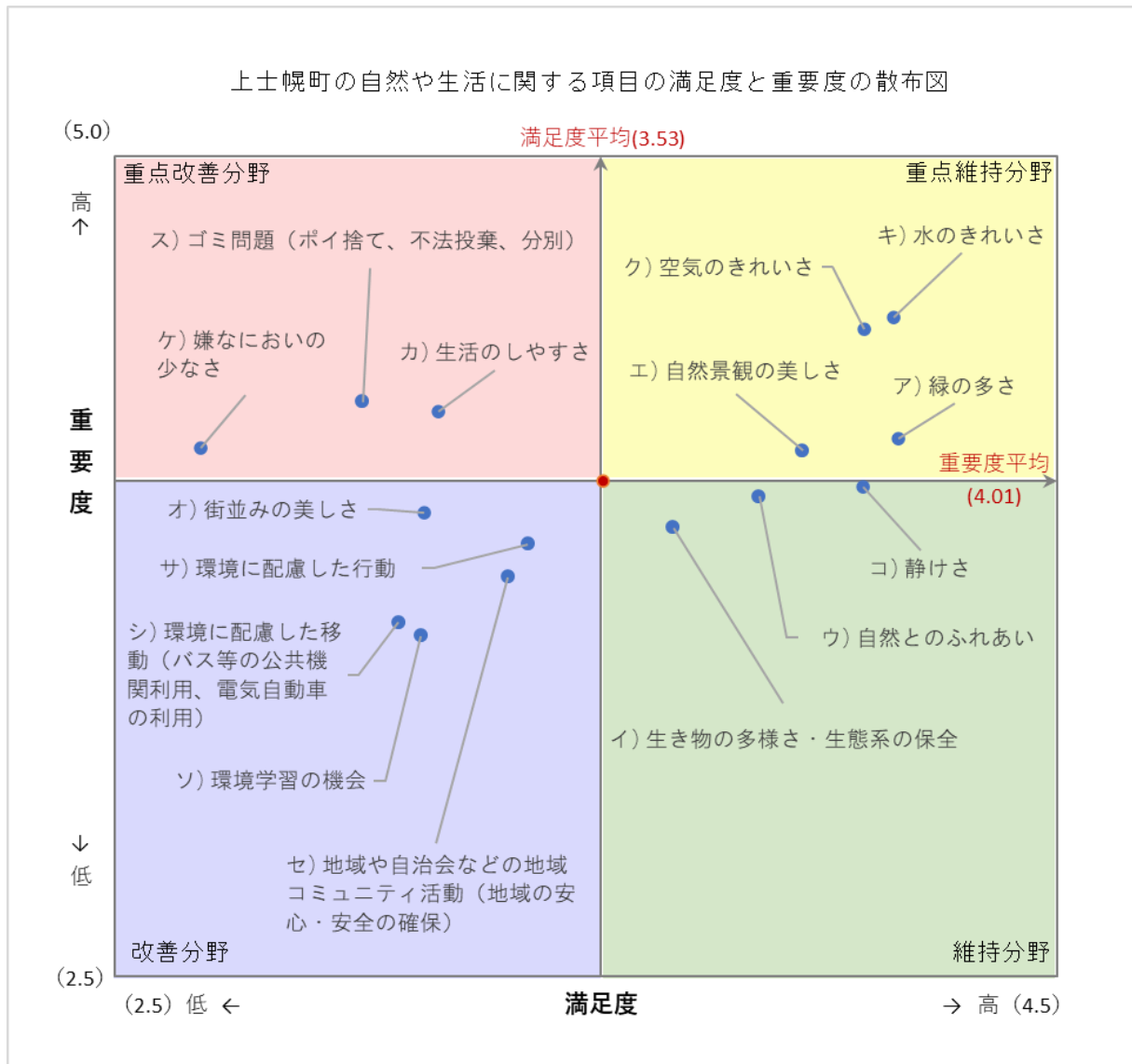
基本目標及び 施策目標	取組概要
<b>地球環境の保全に貢献します</b>	
地球温暖化防止に 貢献する	<p>計画策定と取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022(令和4)年度に環境省の第1回脱炭素先行地域に選定され、計画に基づく各種取組を進めている。(太陽光発電設備の導入、ZEH型住宅の促進、公共施設省エネルギー化、町民の再エネルギー・省エネ意識を醸成するポイント付与の検討)</li> <li>・ 2022(令和4)年度に上士幌町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を策定</li> </ul> <p>未利用資源の活用：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022(令和4)年度、外部より講師を招聘して温泉熱や排湯の活用、陸上養殖や小規模水力発電、食品残渣を活用した小型バイオガスプラントについての勉強会を実施</li> </ul>
オゾン層破壊と酸性雨の防止に貢献する	<p>計画策定と取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022(令和4)年度に環境省の第1回脱炭素先行地域に選定され、計画に基づく各種取組を進めている。2022(令和4)年度には上士幌町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を策定し、2023(令和5)年度以降、計画に基づく各種取組を進める。</li> <li>・ 上記の計画に基づき、公用車のEV・PHEV導入により酸性雨原因物質(硫黄酸化物や窒素酸化物)の排出削減</li> </ul> <p>大気等の環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本計画の策定を目的とした徹底調査を2004(平成16)～2006(平成18)年の3年間、策定後の状況調査を2007(平成19)～2014(平成26)年の8年間実施した。</li> </ul>
広域的な取り組みを推進する	<p>域外へ発信：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼロカーボン全国自治体向けセミナー開催等の域外発信による啓発活動</li> </ul>

基本目標及び施策 目標	取組概要
<b>参加と協働の仕組みをつくります</b>	
地域に適した環境 保全の手法を検討す る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町天然記念物の理解を深める観察会および見学会等の実施</li> <li>・ 各種地域の遺産の展示および案内、資料収集</li> <li>・ 環境教育、社会教育の実施（各種観察会、学校等の授業）</li> </ul>
食育をとおして人 と自然との共生を学 ぶ	<p>地産地消促進計画：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2015(平成 27)年に上士幌町食育・地産地消促進計画を策定し、計画に則り町内における食育と6次産業化を進め、地域の地産地消を推進する。</li> </ul> <p>食育ネットワーク事業食育教室：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども園園児が、地場産品に関する学習・体験を通し、基幹産業である農業や地場産品を身近に感じ、食べ物に感謝をするきっかけとすることを目的に、食育に係わる各課が連携して実施。</li> </ul> <p>子ども料理教室：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食生活についての学習や調理等の体験を通して、食生活への興味・関心を深めることを目的として、小学4～6年生を対象に、担当課が連携して実施している。</li> </ul> <p>学校給食：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場産物の積極的な活用に努めており、食料の生産等に対する理解が深まるよう給食だよりで地元の食材や地産地消について周知を図っている。</li> </ul>
参加意識を醸成し 情報を発信する	<p>ライフスタイルの見直し：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021(令和3)年より、町内の若者を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、SDGs やゼロカーボン「自分ごと」として捉えることができる環境づくりを促進</li> <li>・ 職員をはじめ、各学校や団体への出前授業を実施し、普及啓発。</li> <li>・ 環境に配慮した行動に応じてポイントが貯まる「SDGs ポイント」の構築を検討中</li> </ul> <p>協働による交流の場の確保：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGs ポイント制度やSDGs マスター制度（仮称）の構築を検討しており、活動を行う町民や団体同士のコミュニケーション機会の創出を図る。</li> <li>・ 草刈りや泥上げ等の河川環境の維持管理、花壇整備や植樹等、これらの協働による活動の機会の確保</li> <li>・ 環境省、登山者等と協働で登山道整備、道標の設置</li> </ul> <p>情報発信：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域脱炭素に向けた町の取組をセミナーや国際会議等で国内外に発信</li> <li>・ 2022(令和4)年度は、SDGs 達成、地域脱炭素に向けた町の取組を町内イベントでPRし、2021(令和5)年度は北海道パルーンフェスティバル会場で、環境基本計画改定に係るアンケート実施と同時に、町の取組を紹介したパネルを展示</li> </ul>

### 2.3. アンケート調査結果から

2023(令和5)年7～8月に実施した町民アンケート結果<sup>8</sup>(資料編参照)から、「自然や生活に関すること」「行政の取組に関すること」の2つのテーマに関して、各項目の満足度と重要度、それぞれの加重平均<sup>9</sup>を算出し比較しました。

「自然や生活に関すること」では、満足度は低いが高重要度が高い「重点改善分野」として、「ごみ問題（ポイ捨て、不法投棄、分別）」「生活のしやすさ」「嫌なにおいの少なさ」の項目があげられます。



8 町民アンケートは2023(令和5)年7月に実施し、約2,400件の調査票の発送に対し711件の回答が得られた。

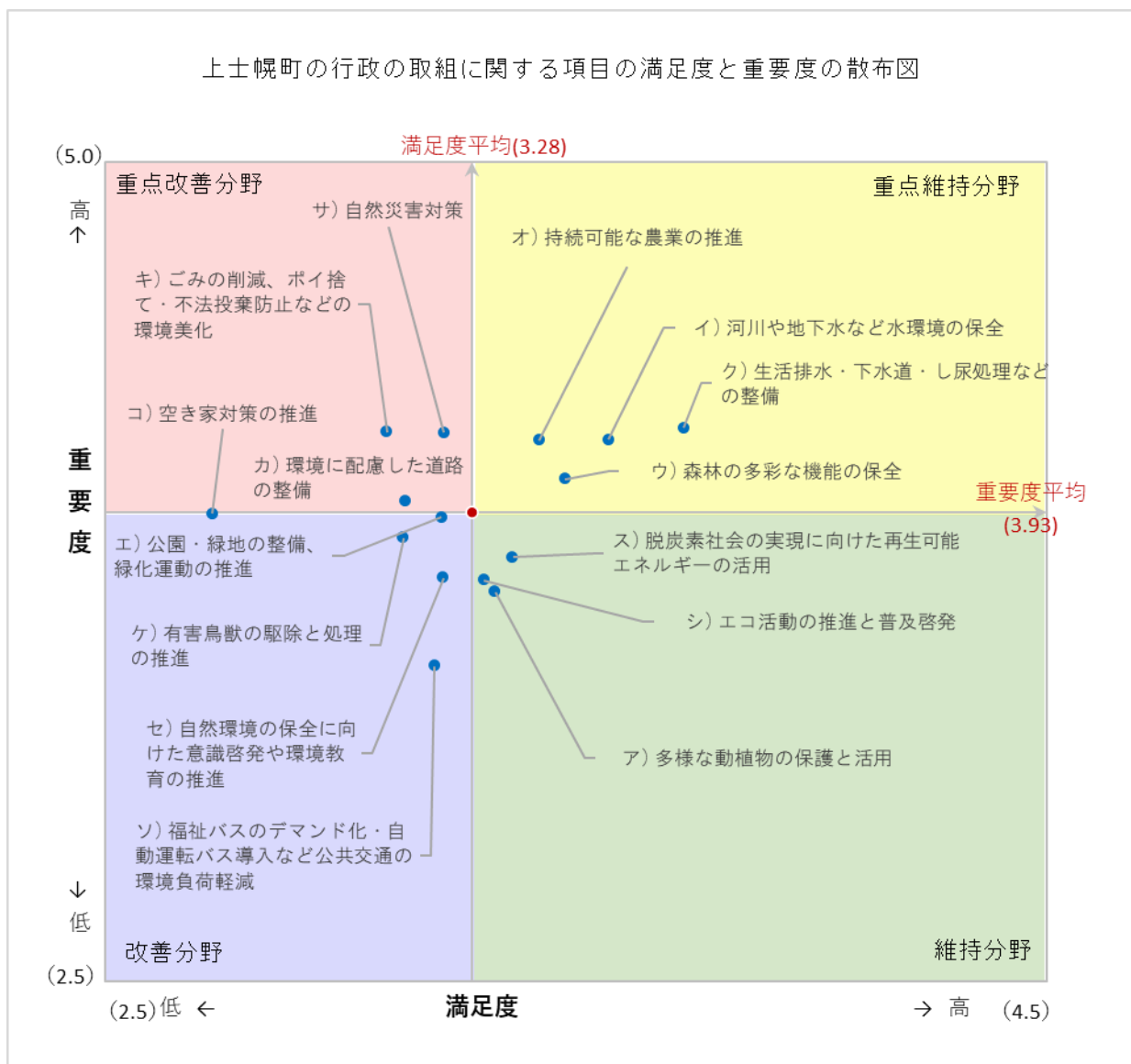
9 加重平均の算出方法は、満足度及び重要度の5段階評価に5～1を配点し、各評価の回答者数に配点を掛け合わせた合計を全体の回答者数で除して平均を出している。数値が大きいほど評価が高い。「無回答」は除外して算出している。

満足度の加重平均:  $\{(満足 \times 5) + (まあ満足 \times 4) + (どちらでもない \times 3) + (やや不満 \times 2) + (不満 \times 1)\} \div \text{回答者数}$

重要度の加重平均:  $\{(非常に重要 \times 5) + (重要 \times 4) + (どちらともいえない \times 3) + (さほど重要ではない \times 2) + (重要ではない \times 1)\} \div \text{回答者数}$

「行政の取組に関すること」のテーマについては、「ごみの削減、ポイ捨て・不法投棄防止などの環境美化」「自然災害対策」「環境に配慮した道路の整備」「空き家対策の推進」が重点改善分野として、あげられます。

1. 自然や生活に関すること(「重要度」高い順)	満足度	重要度	2. 行政の取組に関すること(「重要度」高い順)	満足度	重要度
(1ーキ)水のきれいさ	4.15	4.51	(2ーク)生活排水・下水道・し尿処理などの整備	3.73	4.19
(1ーク)空気のきれいさ	4.09	4.47	(2ーキ)ごみの削減、ポイ捨て・不法投棄防止などの環境美化	3.10	4.17
(1ース)ゴミ問題(ポイ捨て、不法投棄、分別)	3.03	4.25	(2ーサ)自然災害対策	3.22	4.17
(1ーカ)生活のしやすさ	3.19	4.22	(2ーイ)河川や地下水など水環境の保全	3.57	4.15
(1ーア)緑の多さ	4.16	4.14	(2ーオ)持続可能な農業の推進	3.42	4.15
(1ーケ)嫌なにおいの少なさ	2.68	4.11	(2ーウ)森林の多彩な機能の保全	3.48	4.03
(1ーエ)自然景観の美しさ	3.96	4.10	(2ーカ)環境に配慮した道路の整備	3.14	3.97
(1ーコ)静けさ	4.09	3.99	(2ーコ)空き家対策の推進	2.73	3.93
(1ーウ)自然とのふれあい	3.87	3.96	(2ーエ)公園・緑地の整備、緑化運動の推進	3.21	3.91
(1ーオ)街並みの美しさ	3.16	3.91	(2ーケ)有害鳥獣の駆除と処理の推進	3.13	3.85
(1ーイ)生き物の多様さ・生態系の保全	3.68	3.87	(2ース)脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの活用	3.37	3.79
(1ーサ)環境に配慮した行動	3.38	3.82	(2ーセ)自然環境の保全に向けた意識啓発や環境教育の推進	3.22	3.73
(1ーゼ)地域や自治会などの地域コミュニティ活動(地域の安心・安全の確保)	3.33	3.71	(2ーシ)エコ活動の推進と普及啓発	3.30	3.72
(1ーシ)環境に配慮した移動(バス等の公共機関利用、電気自動車の利用)	3.10	3.58	(2ーア)多様な動植物の保護と活用	3.33	3.69
(1ーソ)環境学習の機会	3.15	3.54	(2ーソ)福祉バスのデマンド化・自動運転バス導入など公共交通の環境負荷軽減	3.20	3.46
平均	3.53	4.01	平均	3.28	3.93



### 3. 計画の基本理念

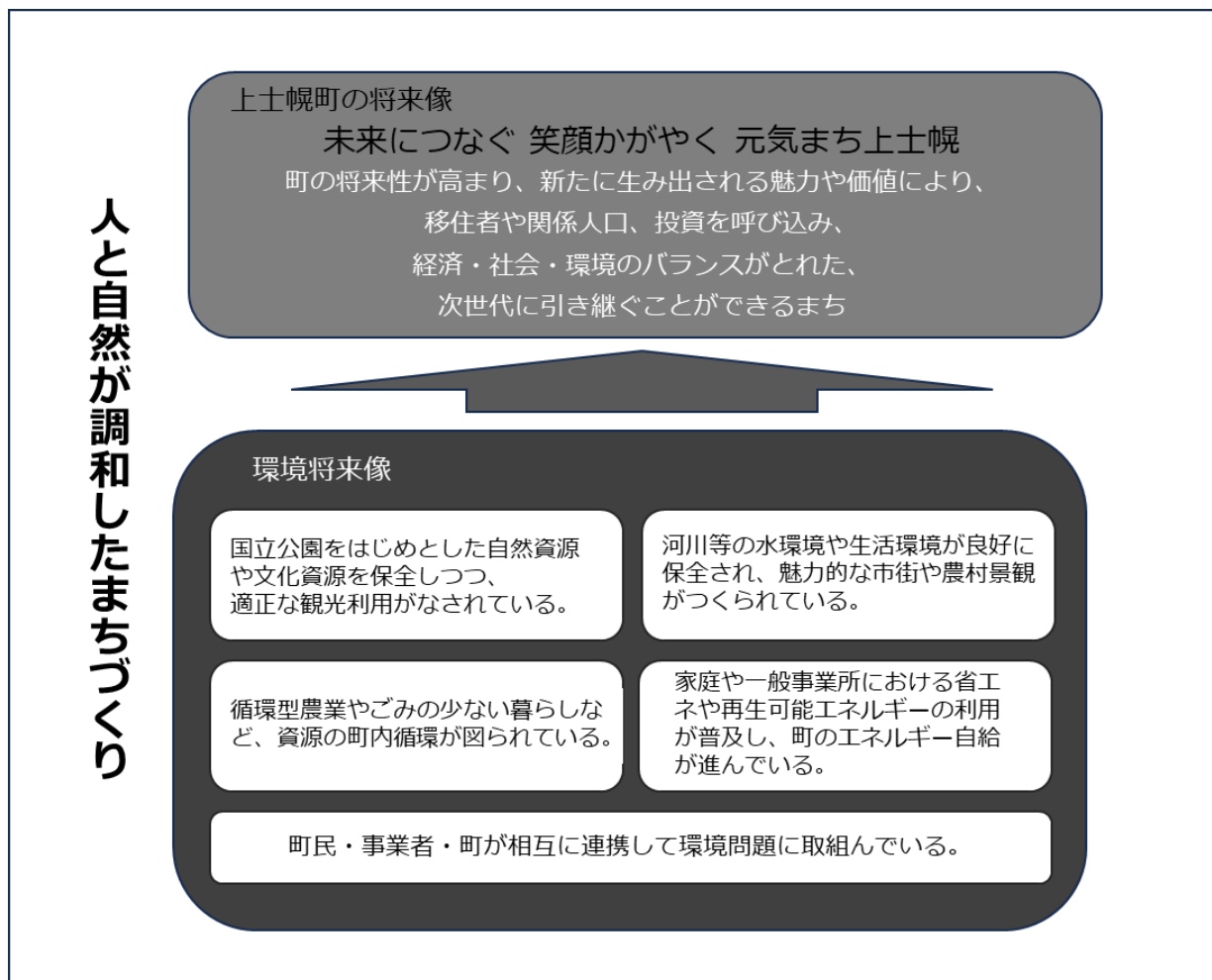
#### 3.1. 目指す目標像

環境基本計画の目標は、「上土幌町総合計画」がめざす環境面での目標と整合性を図り、「人と自然が調和したまちづくり」として、次のとおり環境将来像を設定します。

町の環境将来像：

- 国立公園をはじめとした自然資源や文化資源を保全しつつ適正な観光利用がなされている。
- 循環型農業やごみの少ない暮らしなど、資源の町内循環が図られている。
- 河川等の水環境や生活環境が良好に保全され、魅力的な市街や農村景観がつくられている。
- 家庭や一般事業所における省エネや再生可能エネルギーの利用が普及し、町のエネルギー自給が進んでいる。
- 町民・事業者・町が相互に連携して環境問題に取り組んでいる。

「町の将来性が高まり、新たに生み出される魅力や価値により、移住者や関係人口、投資を呼び込み、経済・社会・環境のバランスがとれた、次世代に引き継ぐことができるまち」になることをめざします。





### 3.2. 施策の基本的な考え方

環境将来像をめざすため、基本目標を設定し各種の施策を実施していきます。施策のなかで可能性のあるものについては指標項目を提示し、指標項目の達成状況を定期的に確認します。

本計画の取組は、国連で定めたSDGsの17のゴール達成につながるものであることから、基本施策ごとにSDGsの関連性を示し、SDGsについての周知や理解の推進も同時に行っていきます。

SDGsとは：

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない

(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの17のゴール			
	1 貧困をなくそう	貧困をなくそう	
	2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	
	3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	
	4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう	
	6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に	
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	8 働きがいも 経済成長も	働きがいも 経済成長も	
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう	
	10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう	
	11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	
	12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	
	14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう	
	15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	
	16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に	
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	
			

国際連合広報センター：

「[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)」より

### 3.3. 基本目標

町の将来像をめざして、5つの基本目標を設定し、各種施策を展開します。

<b>基本目標 1. 自然環境:人と自然との共生をめざします</b>	
(1) 野生生物の保全と管理	動植物の生育生息状況の把握と保全 野生鳥獣の適切な管理 外来生物の防除 学習の機会や保全活動の充実
(2) 森林や農地の持続的利用	森林の多面的機能の保全と活用 森林資源の循環利用 木育の推進 持続可能な農業の推進 有害鳥獣の適切な駆除と体制づくり
(3) 国立公園や文化資源の保全と活用	国立公園等自然環境の保全と適正利用の推進 文化財等の調査、保全と適正利用
<b>基本目標 2. 資源循環:循環型社会を実現します</b>	
(1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進	ごみの減量化 ごみの分別収集とリサイクルの推進 ごみの適正処理 不法投棄対策
(2) 循環型の農業の推進	畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消 有機物を活用した土づくり
<b>基本目標 3. 地域環境:安心安全で良好な生活環境を確保します</b>	
(1) 河川環境の保全、管理	良質で安全な水道の供給 水源や河川の水質の監視 生活排水処理率の向上 水環境に関する情報提供 河川の維持管理と保全
(2) 安心安全な生活環境の保全維持	大気や土壌の汚染対策 悪臭対策 道路施設の安全管理と整備 新たな交通システムの構築
(3) 魅力的な市街地や農村景観の形成	町民との協働による市街地形成 農村景観の保全・形成
<b>基本目標 4. 地球環境:脱炭素のための取組を推進します</b>	
(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進	再生可能エネルギーの地産地消の拡大 太陽光発電を活用した公共施設マイクログリッドの構築 一般住宅及び事業者への太陽光発電等再エネ設備の拡大
(2) 省エネルギーの推進	公共施設や住宅等の省エネルギーの推進 公用車・公用電動自転車の電動化 ライフスタイルの見直しや行動変容の意識醸成
(3) 総合的な取組	森林保全活動 公共交通の最適化や物流サービスの再構築 気候変動への適応策の検討
<b>基本目標 5. 協働連携:参加と協働により取組を推進します</b>	
(1) 環境教育の推進、環境意識の醸成	学校教育における環境学習機会の拡大 保全活動やまちづくり活動への参加促進と団体活動の支援 環境情報の提供
(2) 関係機関との連携による取組の推進	町内における連携 関係機関との連携 広域連携

## 4. 各分野の施策方針

### 4.1. 自然環境：人と自然との共生をめざします

本町の大雪山国立公園等の自然環境は、次世代へ引き継ぐ貴重な財産です。生物の多様性を保全しつつ、森林等の自然資源の持続可能な利用を進めます。また、固有の自然環境によって形成された景観や史跡等の文化資源の保全と活用を図ります。

- (1) 野生生物の保全と管理
- (2) 森林や農地の持続的利用
- (3) 国立公園や文化資源の保全と活用

#### (1) 野生生物の保全と管理



本町は、大雪山国立公園を中心とした高山、森林、河川、湖沼、農耕地といった多様な環境を有しており、多様な動植物が生育生息しています。しかし、地球温暖化や外来種の侵入、エゾシカの増加等による生態系への影響が懸念されています。希少種の保全、野生動物の適切な管理、外来種の防除などにより、本町の生物の多様性を保全していきます。

#### 施策の方向性

動植物の生育生息状況の把握と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 希少な動植物の生育生息状況を把握するとともに、関係機関と連携して絶滅の恐れのある種の保護・増殖を図ります。</li> </ul>
野生鳥獣の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国や道と連携し、エゾシカやヒグマ、キタキツネなど、町民生活に危険や被害を及ぼし生態系に影響を与えている野生動物の適正な管理を進めます。</li> </ul>
外来生物の防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人や農林業への被害、生態系への影響について周知及び啓発活動を行います。町民や関係団体等と連携し、継続的な防除活動を実施します。</li> </ul>
学習の機会や保全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身近な自然への関心、保全への意識を高めるため、自然とのふれあえる様々な機会を提供します。</li> <li>▶ 自然環境の保全活動において、一般の町民や関係団体等との連携を図り、協働で保全活動を進めていきます。</li> </ul>

指標候補：観察会等自然とのふれあい活動数、参加者数、自然保全活動の団体数等

<コラム①>

「生物多様性」

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。生物多様性とは、生きものたちの「豊かな個性」と「つながり」のこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

【生態系の多様性】森林、河川、湿原などいろいろなタイプの自然があります。

【種の多様性】動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

【遺伝子の多様性】同じ種でも異なる遺伝子を持つことで形や模様、生態などに多様な個性があります。

参考：https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html(環境省)

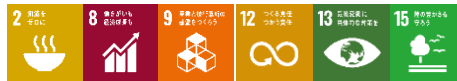
<コラム②>

「上士幌町のキタサンショウウオ」

サンショウウオの仲間では、エゾサンショウウオとキタサンショウウオの 2 種が北海道に生息しています。キタサンショウウオは、釧路湿原でしか確認されていなかった希少な野生動物ですが、2017(平成 29)年に本町内にも生息していることが確認されました。遺伝的な研究結果から、上士幌のキタサンショウウオ(個体群)は、釧路とは 34 万年前に分化した異なる遺伝情報を持つことが確かめられました。これは遺伝子の多様性を示す例となりますが、34 万年の時間をかけて進化してきた上士幌特有のキタサンショウウオを大切に保全して、次世代の子供たちにも見せてあげたいものです。

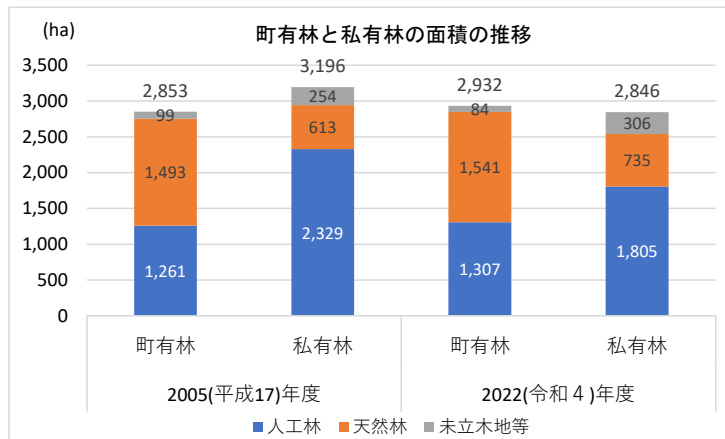


## (2) 森林や農地の持続的利用



森林には、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し固定するほか、保水機能、大気や水質の浄化機能、土砂の流出・飛散防止、河川氾濫抑制、保健休養、木材や林産物の生産等、多くの機能を有しています。このような森林の多面的機能をもつ本町の豊かな森林資源を将来世代に引き継げるように、森林の保全、整備、管理を行う林業の重要性を認識し、持続可能な森林整備を核とした資源循環の取組みを推進します。

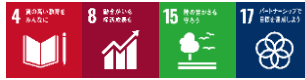
本町は、農業が基幹産業となっており、農耕地の土壌は農業の基盤となります。堆肥や緑肥等の有機物を活用した土づくり等、環境保全型農業を推進します。



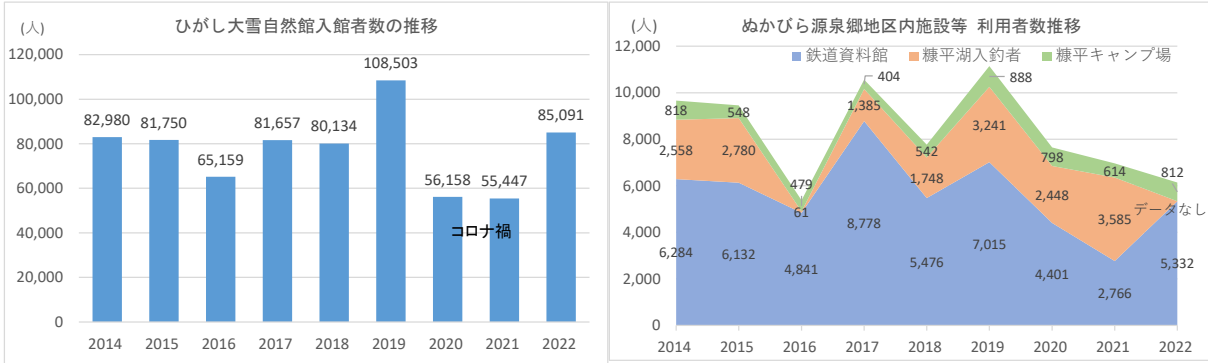
### 施策の方向性

森林の多面的機能の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ CO2 吸収・固定や防災機能等、森林の機能や役割に応じ、町有林を計画的に整備するとともに保全します。</li> <li>➤ 未利用地への健全な森林整備を推進します。</li> <li>➤ ICT を活用したスマート林業の支援等、私有林における林業経営体の強化対策を行います。</li> <li>➤ 野鼠被害の防止、有害鳥獣駆除により森林の健全な育成を図ります。</li> <li>➤ 森林空間の健康増進効果を期待した観光利用を進めます。</li> </ul>
森林資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公共施設はもとより一般の住宅にも地域材の利用を推進し、建築物や暮らしのなかでの木材利用を増やします。</li> <li>➤ 林地残材の利活用や森林由来のバイオマスのエネルギー利用を検討します。</li> </ul>
木育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森遊びや植樹等の活動を通じて、「森林」や「木」に対する興味関心の醸成を図ります。</li> </ul>
持続可能な農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緑肥や消化液等の有機物施用による土づくりを推します。</li> <li>➤ 家畜ふん尿等の排出物を堆肥や再生可能エネルギーとして活用し、地域資源の循環を推進します。</li> </ul>
有害鳥獣の適切な駆除と体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有害鳥獣による森林や農地への被害を防止するための体制を確保し、駆除等の担い手の育成を行います。また捕獲後の個体の適正な処理と有効活用のため環境整備を検討します。</li> </ul>

### (3) 国立公園や文化資源の保全と活用



本町には、大雪山国立公園、十勝三股の樹海、三股永久凍土等の貴重な自然環境や、鉄道の歴史遺産等の文化資源があります。これらの地形や森林、文化財等を適切に保全するとともに、観光資源として適正な活用を図るための環境整備や情報発信を進めます。



#### 施策の方向性

国立公園等自然環境の保全と適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や北海道、関係町村と連携し、十勝三股の樹海等、国立公園の自然環境を保全するとともに、ぬかびら源泉郷地区を中心とした国立公園の適正な利用を推進します。</li> </ul>
文化財等の調査、保全と適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>道指定の緑地や天然記念物、指定文化財等を保全するとともに、これらの理解を深めるため、国等の関係機関と連携し、情報提供や適正な利用を推進します。</li> </ul>

指標候補：ひがし大雪自然館利用者数

#### <コラム③>

「十勝三股の林業集落跡地と森林景観」 林業遺産(一般社団法人日本森林学会 2018 年度登録)  
**【林業跡地】** 森林鉄道跡・土場跡・伐木事業所跡を含む林業集落跡  
**【林業景観】** 東大雪山の原生的景観・三国峠からの樹海景観・台風被害地固定試験地を含む、面積約 5,286ha (所有・管理者：林野庁北海道森林管理局 十勝西部森林管理署東大雪支署)  
**【成立年代】** 1920 年代

「十勝三股の樹海」 カルデラが生んだ生物多様性：北海道遺産 (2022 年 10 月選定)  
 大雪山国立公園の東部に位置する十勝三股は、約 100 万年前の大規模噴火によって生成したカルデラである。約 30 万年前には湖水地域となったが、その後消失し樹海が成立した。十勝三股は、エゾマツをはじめとする広大な森林が広がるとともに、永久凍土などの寒冷地帯、温泉などの地熱地帯が共存することで、多様な生物が生息し生物多様性を高めているという特色がある。また、この豊富な森林資源を求めて、過去大規模な林業集落も形成され、昭和 20～30 年代の最盛期には約 1,500 人と全国最大を誇り、運搬の旧国鉄士幌線 (北海道遺産) とともに、地域の発展に貢献した。



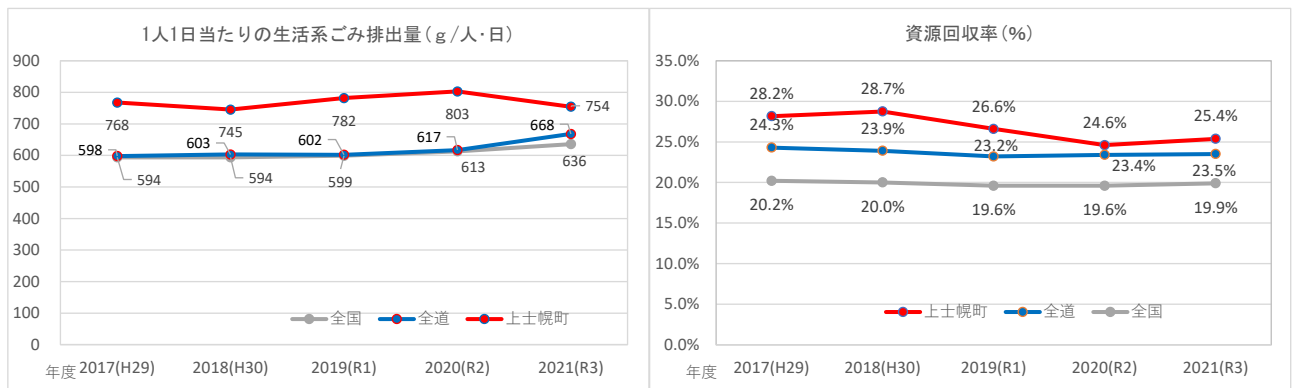
三国峠からの十勝三股

#### 4.2. 資源循環：循環型社会を実現します

町民アンケートでは、ごみ問題は重要改善項目との結果となりました。本町の1人当たりの資源回収率は全道平均を上回っていますが、最終処分場の埋立容量には限りがあり、資源ごみの分別の徹底や発生抑制に取り組む必要があります。

基幹産業の農業では、畜産バイオマスエネルギーに転換し堆肥等により農地に還元する等、地域内で資源を循環させる持続可能な農業を推進します。

- (1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進
- (2) 循環型の農業の推進



#### (1) ごみの減量化、資源化・リサイクルの推進と適正処理の推進

廃棄物処理やリサイクルの取組の優先順位は、①発生抑制、②再使用、③再生利用(再資源化)、④熱回収(燃料化等)、⑤適正処分(埋め立て処分等)とされています。最も重要なことは、ごみを発生させない・ごみにしないことです。

#### 施策の方向性

ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 R (Reduce、Reuse、Recycle：ごみ発生抑制、再使用、再資源化)運動を推進します。</li> <li>➤ 食育や地産地消、さまざまな取組により、食品ロスに向けた意識啓発に取り組めます。</li> </ul>
ごみの分別収集とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報発信により、ごみの分別や・出し方の適正化に努めます。また高齢者のごみ出しの支援策を検討します。</li> <li>➤ 資源回収を進めるため、集団回収の奨励や資源回収業者への支援をおこないます。</li> </ul>
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係自治体と連携し、ごみ処理施設の維持管理に努めるとともに、2028(令和 10)年の新施設への移行後の最終処分場の廃止・解体やごみ中継施設(直接搬入ごみ専用施設)建設に向けて検討、協議を進めます。</li> <li>➤ 資源化をさらに進めるため、製品プラスチック廃棄物の処理や生ごみ等の堆肥化・減容化に向けた取組を検討します。</li> <li>➤ 国や北海道と連携して、産業廃棄物の適正処理を促進します。</li> </ul>

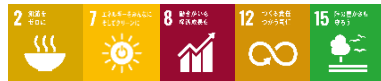
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不法投棄等に対する監視、連絡体制を強化するとともに、ポイ捨てし難い環境づくりとして、地域一斉清掃や町内会、企業等による清掃ボランティア活動を推進します。</li> <li>➤ 野焼き等の不適正処理の禁止についても、広報・啓発活動により周知徹底を図ります。</li> </ul>
--------	---

指標候補：生活系ごみの1人1日当たり排出量 550g/人・日（2037(令和19)年までに）

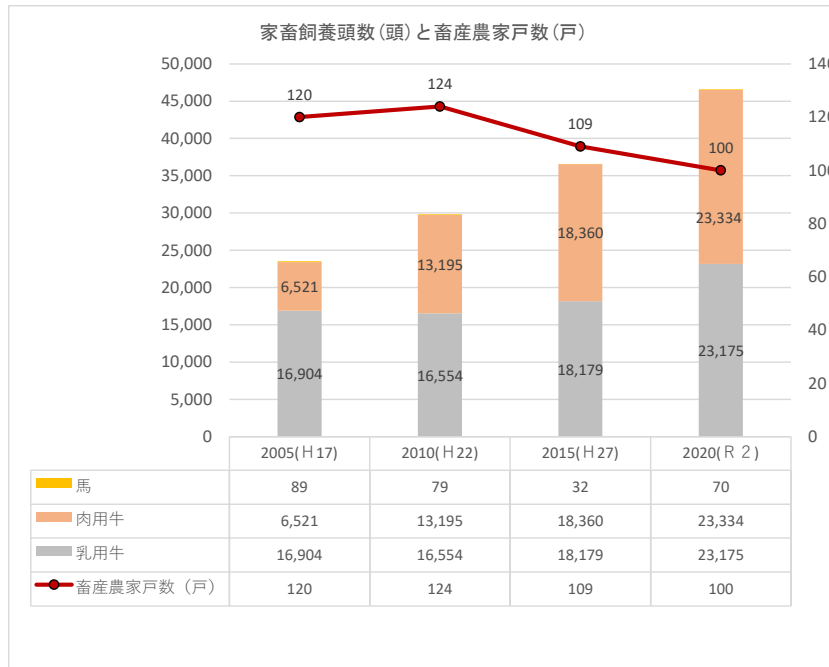
資源回収率(リサイクル率) 30%以上（2037(令和19)年までに）



## (2) 循環型の農業の推進



本町の農業形態は、畑作経営が47%、畜産経営37%、複合経営が16%です(2022(令和4)年度)。また畜産農家の乳用牛等の飼養頭数は過去15年間で2倍近くになり、家畜ふん尿対策が大きな課題となっています。



本町で進めている畜産バイオガスプラントによるエネルギーの地産地消(発電と供給)、バイオマスの発酵処理後に生ずる残渣(消化液)による土づくりを畑作(耕種)農家と畜産農家の連携(耕畜連携)により、循環型農業を推進します。

### 施策の方向性

畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バイオガスプラントによる家畜ふん尿処理の適正管理と発酵処理後に生ずる消化液の利用促進を図ります。</li> <li>➤ 町内のバイオガス発電事業者との連携を図るとともに、再生可能エネルギー(電力)を域内に供給します。</li> </ul>
有機物を活用した土づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消化液や堆肥の利活用と耕畜連携による取組を支援します。</li> <li>➤ 炭素を貯留(地球温暖化対策)するバイオ炭(バイオマスを加熱してつくられる木炭等の固形物)の農地施用を検討します。</li> <li>➤ 消化液や堆肥の利用促進による輸入肥料の使用低減を図ります。</li> <li>➤ リサイクル敷料の利用を促進します。</li> </ul>

### 4.3. 地域環境：安心安全で良好な生活環境を確保します

町民アンケートでは、「水のきれいさ」「空気のきれいさ」が重要度、満足度ともに高い結果となりました。本町は、音更川や居辺川など十勝川流域の上流域にあり、河川等の水質に配慮していく必要があります。また、町民アンケートでは臭いの問題が多く指摘されており、対策について関係機関と検討するとともに、上士幌町農業のイメージ向上にもつながる農村景観の形成や保全を図ります。市街については、緑化や花植え等、町民との協働による街並みづくりを進めていきます。

- (1) 河川環境の保全、管理
- (2) 安心安全な生活環境の保全維持
- (3) 魅力的な市街地や農村景観の形成



#### (1) 河川環境の保全、管理

本町の生活排水の処理対策は、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及促進を中心に行ってきましたが、未だ生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されている所もあります。

#### 施策の方向性

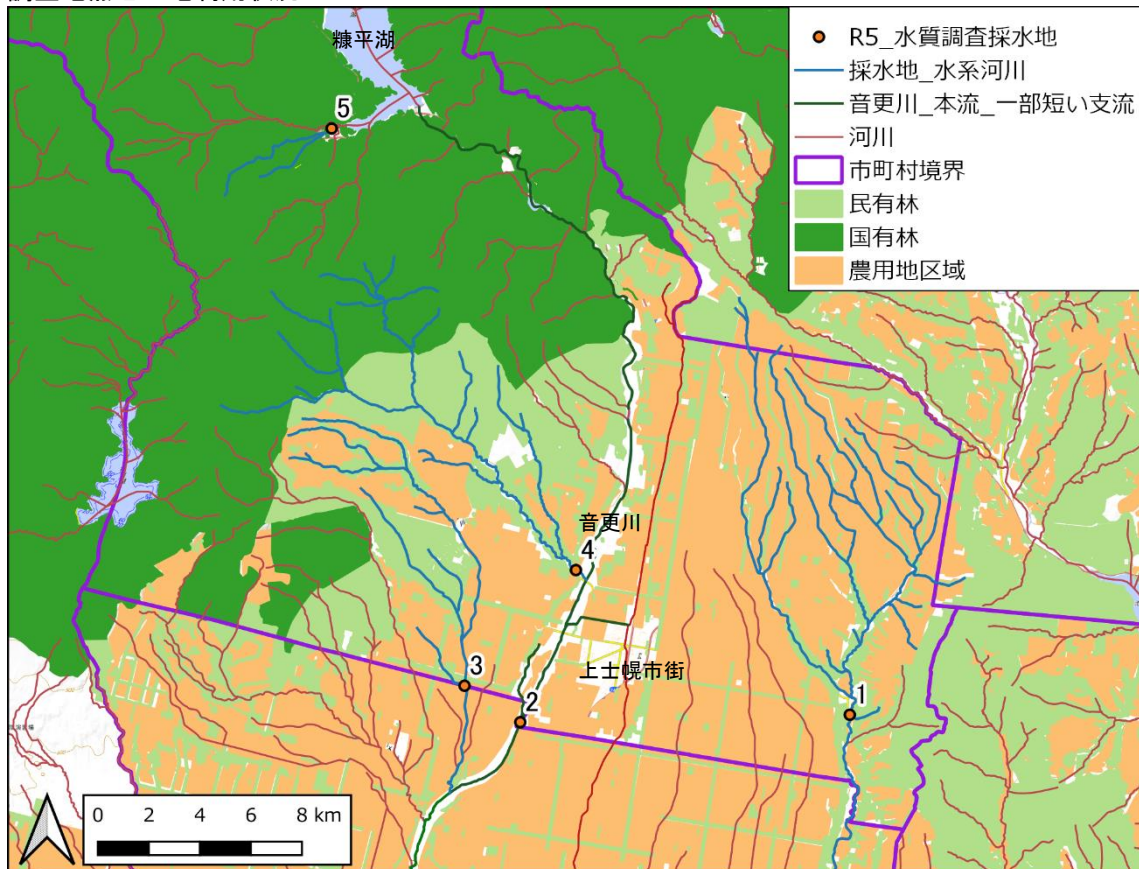
良質で安全な水道の供給	➤ 安全な飲料水を供給するため、水源の周辺環境の保全と新たな水源を開発するとともに、立地環境に適した浄水処理施設を整備します。
水源や河川の水質の監視	➤ 町内5カ所の浄水施設における水道原水等の水質検査、及び町内の主要河川の水質調査を定期的実施し、結果を公表します。
生活排水処理率の向上	➤ 公共下水道区域において、未接続世帯に対し早期接続をはたらきかけ、水洗化率の向上を図ります。公共下水道区域外では合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率向上をめざします。
水環境に関する情報提供	➤ ホームページや広報誌等を通じて、水環境の現状や計画について情報提供します。各種PR活動を通じて、調理くずや廃食用油を流さない等、水環境に負荷をかけない方法を周知するとともに、環境学習の充実を図ります。
河川の維持管理と保全	➤ 治水に必要な河道流加断面の確保、堤防等の施設の機能維持等のためパトロールを実施するとともに、官民協働で河道の保全のため伐木や草刈り、泥上げ等を行います。

指標候補：水質調査結果

上士幌町 河川水質調査結果(2023年度)

	①	②	③	④	⑤	基準値	
						AA類型 用途	A類型 用途
地点名	旧東居辺 小学校	40号橋	シリクニ 2号橋	音更川 出合	糠平橋	水道1級 自然環境保全及び A類型欄に掲げる もの	水道2級、3級 水産1級、2級、3級 工業用水1級、2級、 3級、 農業用水 環境保全
河川名	居辺川	音更川	シリクニ 川	ナイタイ 川	一の沢川		
採水日(2023年)	7月20日	7月20日	7月20日	7月20日	7月20日		
天候	晴	晴	晴	晴	晴		
気温(°C)	25.4	22.5	21	22.4	19.8		
水温(°C)	13.8	16.7	17	14.4	16.5		
pH	7.0(22°C)	7.3(22°C)	7.4(22°C)	7.5(21°C)	7.6(22°C)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
BOD(mg/L)	0.4	0.3	0.3	0.2未満	0.2未満	1mg/L以下	2mg/L以下
SS(mg/L)	2.7	1.7	0.9	1.2	0.6	25mg/L以下	25mg/L以下
DO(mg/L)	9.9	10.3	9.7	10.1	9.6	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上
大腸菌数 (CFU/100mL)	43	55	130	42	300	20 CFU/100mL以下	300 CFU/100mL以下
全窒素(mg/L)	2.7	0.59	1.3	0.59	0.38	湖沼：≤0.1～ 1mg/L	湖沼：≤0.1～ 1mg/L
全りん(mg/L)	0.17	0.014	0.017	0.015	0.015	湖沼：≤0.005 ～0.1mg/L	湖沼：≤0.005 ～0.1mg/L

調査地点と土地利用状況





## (2) 安心安全な生活環境の保全維持

大気汚染、騒音、振動、悪臭などの対策を図り、安心安全な生活環境を保全し維持します。

移動や輸送に欠かせない道路の安全性、利便性を確保します。

持続可能な公共交通サービスの確保に向けて、ICT 技術を活用した様々な移動手段とシステムを検討します。

### 施策の方向性

大気や土壌の汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 北海道と連携し、工場・事業所に対する継続的な法令順守の徹底を促し、良好な大気、水、土壌の状態を維持します。</li> <li>▶ 騒音・振動についての相談・窓口を設け対応していきます。</li> </ul>
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家畜ふん尿等に起因する悪臭対策については、バイオガスプラントから産出される臭いの少ないメタン発酵消化液の利活用を呼びかけ、悪臭が低減するように努めます。</li> </ul>
道路施設の安全管理と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋梁等、町道の老朽化施設の点検を進めるとともに、維持管理、整備を計画的に進め、町道の安全性を確保します。</li> <li>▶ 冬期の安全走行を確保するため、適切な除排雪を行います。高齢者住宅周辺の除雪等は、地域住民協働による取組を支援します。</li> </ul>
新たな交通システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者等福祉バスにおける農村部デマンド<sup>10</sup>運行や市街地コミュニティバスを導入し、生活の移動手段を継続して確保できるよう検討します。</li> <li>▶ 自動運転バス、物流事業者と連携した貨客・客貨混載運行等、実装化に向けた取組を進めていきます。</li> </ul>



## (3) 魅力的な市街地や農村景観の形成

町民との協働による緑のある魅力的な市街地の形成と、自然と調和した農村景観の保全・形成に努めます。

### 施策の方向性

町民との協働による市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 計画に基づいた公園づくりを進めるとともに、空き家対策として老朽廃屋の撤去や利活用を推進します。</li> <li>▶ 町民参加、協働による清掃活動の推進、街路樹や花壇の整備、公園づくりに取り組み、緑のある居住空間や市街地をつくります。</li> <li>▶ 民間の活動団体やアダプトプログラム参加者等と協働で、ごみ収集、除草、排雪などの活動を実施し、良好な居住環境や市街地を維持します。</li> </ul>
農村景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 廃屋、廃車、廃農機具庫等の整備、撤去を呼びかけます。</li> <li>▶ 農村景観の活用として、ナイタイ高原牧場の草地や放牧の風景を生かした憩いの場を提供します。</li> </ul>

<sup>10</sup> デマンド運行：あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。規則正しく運行されている公共交通機関と異なり、利用者が自分から連絡する必要がある。

#### 4.4. 地球環境：脱炭素のための取組を推進します

本町は、2022(令和4)年度に第1回脱炭素先行地域に選定され、同年度に地球温暖化対策実行計画を策定しました。2050年のカーボンニュートラルに向けて、全国の先行モデル地区として温暖化対策に取り組んでいます。

計画では温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定しています。

2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比50%削減(排出量：28千t-CO<sub>2</sub>/年)、2050年度において温室効果ガス排出量実質ゼロ(排出量：0千t-CO<sub>2</sub>/年)を目標とします。

また、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う温室効果ガスの排出量の実質ゼロを実現します。このためには、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの取組が重要となります。

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
- (2) 省エネルギーの推進
- (3) 総合的な取組

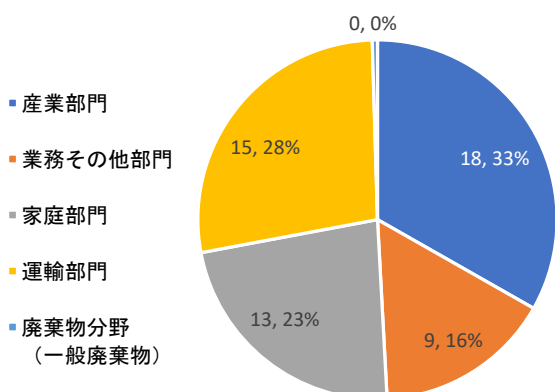
#### 上士幌町の各部門・分野の温室効果ガス排出量の推移

部門・分野	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年	排出量 千t-CO <sub>2</sub> /年
合 計	56	59	61	61	61	58	56
産業部門	18	21	24	24	24	21	22
製造業	3	3	6	4	6	5	5
建設業・鉱業	1	1	1	1	1	1	1
農林水産業	14	17	18	19	17	16	16
業務その他部門	9	9	9	7	7	8	7
家庭部門	13	13	13	13	13	12	12
運輸部門	15	15	15	16	16	16	15
自動車	15	15	15	16	16	16	14
旅客	6	6	6	6	6	6	6
貨物	9	9	9	10	10	10	8
鉄道	0	0	0	0	0	0	0
船舶	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野(一般廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0

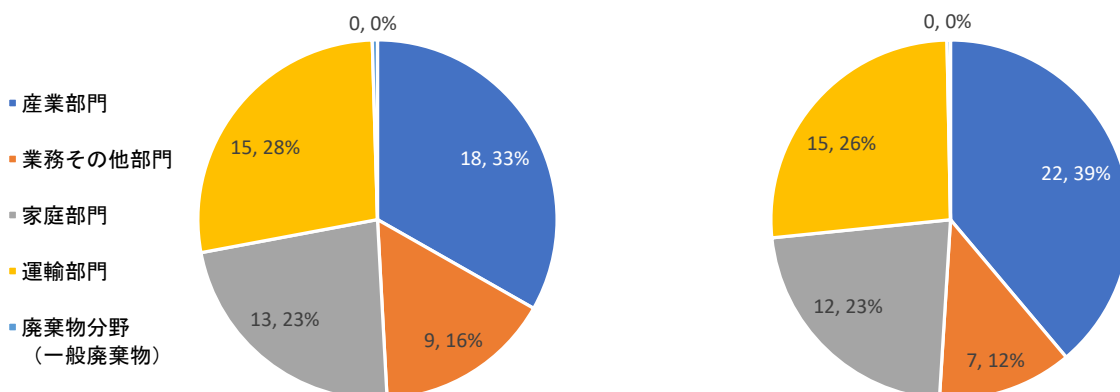
「上士幌町地球温暖化対策実行計画」より

※部門のうち、「産業部門」は第一次産業及び第二次産業、「業務その他部門」は第三次産業を対象としています。

2013年度部門別温室効果ガス排出量  
総排出量 56千t-CO<sub>2</sub>/年



2019年度部門別温室効果ガス排出量  
総排出量 56千t-CO<sub>2</sub>/年



<コラム④>

「温室効果ガス排出量 日本の目標」

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画において、日本は、2030(令和12)年度において、温室効果ガス46%削減(2013(平成25)年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとしています。部門別では、「産業」38%、「業務その他」51%。「家庭」66%、「運輸」35%、「エネルギー転換」47%削減の目標となっています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

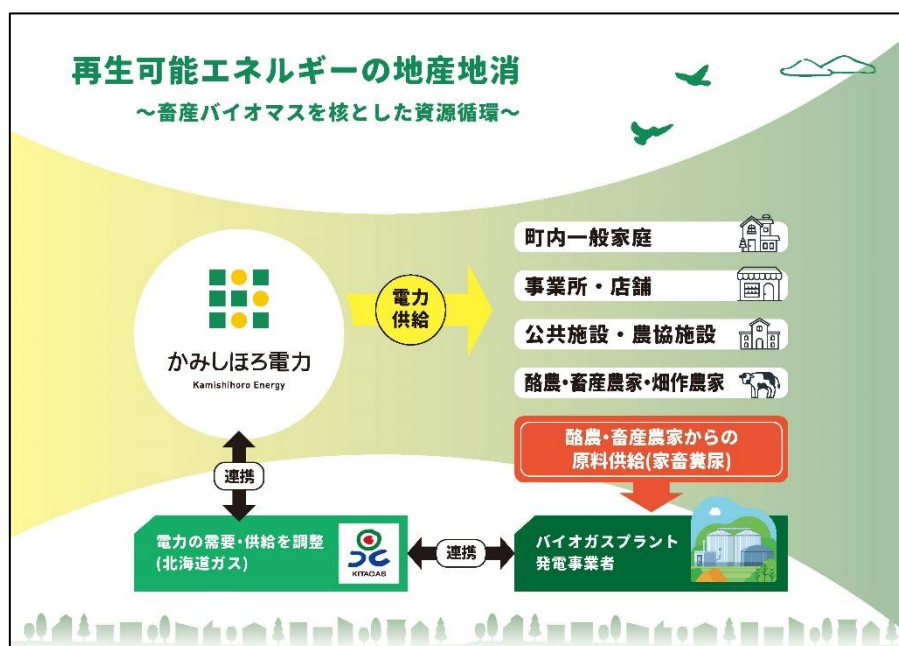
[<https://www.env.go.jp/content/900440196.pdf>] より



(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

現在、町内のバイオガスプラントで発電された電気を特定卸供給により、「かみしほろ電力」として域内に供給しています。より一層の地産地消を図っていくため供給件数拡大に向けて、町民及び事業者への理解と周知を図ります。

また、町有地等を活用し、官民協働による合計2,000kW規模の太陽光発電施設の導入により、「かみしほろ電力」の域内への安定供給を推進します。



## 施策の方向性

再生可能エネルギーの地産地消の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町内のバイオガスパラント等で発電された電気の供給を拡大するための支援を行います。</li> <li>▶ 町有地や公共施設を活用し、官民協働による合計 2,000kW 規模の太陽光発電施設を整備します。発電した電気は地域内で消費するため、かみしほろ電力へ供給します。</li> </ul>
太陽光発電を活用した公共施設マイクログリッド <sup>11</sup> の構築	▶ 平常時には太陽光発電と蓄電池による再生可能エネルギーの有効活用を図り、災害時は役場庁舎等防災拠点となる主要な公共施設に電力を供給することで、レジリエンス <sup>12</sup> (災害等からの回復力、復元力)強化を図ります。
一般住宅及び事業者への太陽光発電等再生設備の拡大	▶ 一般家庭や事業所における再生可能エネルギーの有効活用のため、太陽光等設備の導入に対して支援をします。

指標候補：かみしほろ電気契約数



## (2) 省エネルギーの推進

断熱や太陽光を利用した公共施設や住宅の建設、化石燃料を使用しない車両等により、省エネ化を推進します。脱炭素に向けた商品やサービスの購入、ライフスタイルの見直し等を促す情報や機会を提供し、意識醸成を図ります。

## 施策の方向性

公共施設や住宅等の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 役場庁舎の ZEB<sup>13</sup>化や公営住宅における ZEH<sup>14</sup>化による省エネ化を推進します。</li> <li>▶ 住宅等の ZEH 化を支援し、建物の省エネ化を推進します。</li> </ul>
公用車の EV 化等	▶ 公用車の全車両を EV <sup>15</sup> 、PHEV <sup>16</sup> に更新し、公用の電動自転車の導入を推進します。同時に、急速充電設備を設置した EV ステーションを整備し、町内における EV 導入を促進します。
ライフスタイルの見直しや行動変容の意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地球温暖化防止のために生活や行動の普及啓発のため、出前講座や環境学習を行います。</li> <li>▶ 環境に配慮した行動に応じたポイント制度の仕組みを検討します。</li> <li>▶ 町の取組を全国に向けて、普及啓発セミナーとして展開します。</li> </ul>

11 マイクログリッド：「microgrid」は直訳すると「micro=極小の」「grid=送電網」。限られたコミュニティの中で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことのできる=エネルギーの地産地消ができるシステムを「地域マイクログリッド」と呼んでいる。

12 レジリエンス：防災分野や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われるようになった概念。

13 ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

14 ZEH：net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味で、使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、消費するエネルギー量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

15 EV：「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のこと。

16 PHEV：「Plug-in Hybrid Electric Vehicle」の略で、ハイブリッドカー（HV）に外部充電機能を加え、電気だけで走れる距離を長くした車。



### (3) 総合的な取組

本町豊かな森林資源は CO2 吸収源として重要であり、オフセット・クレジット制度による売却益を町有林の維持・整備に活用し、持続可能な森林整備を計画的に進めていきます。

また、ICT 技術を活用して、環境負荷の少ない最適な公共交通や物流サービスの仕組みを検討します。

#### 施策の方向性

森林保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町有林で吸収するオフセット・クレジット制度を活用し、売却益を町有林の間伐等の維持・整備に活用します。</li> <li>▶ 町有林等における適期更新、間伐を継続的に実施するとともに、成長が早く CO2 吸収固定能力向上が期待されるエリートツリー<sup>17</sup>の植樹を行います。</li> </ul>
公共交通の最適化や物流サービスの再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農村部市街地間の高齢者等福祉バス運行を、利用者の予約によるデマンド運行を実施し、効率的な運行サービスと CO2 削減を図ります。</li> <li>▶ 町内の人流・物流について整理し、共同配送や貨客混載、ドローン配送等の実証実験を踏まえて、社会実装に向けた取組を進めます。</li> </ul>
気候変動への適応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 気候変動による自然災害に備え、防災訓練、災害時の電源確保等、減災の取組を進めます。</li> </ul>

#### <コラム⑤>

#### 「オフセット・クレジット制度」

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本町では認証されたクレジットを HP に掲載して販売しており、販売状況を HP で確認することができます。



「<https://japancredit.go.jp/about/>」より

17 エリートツリー：人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。



#### 4.5. 協働連携：参加と協働により取組を推進します

町民アンケートでは、「環境に配慮した行動」「地域や自治会などの地域コミュニティ活動」「環境に配慮した移動」「環境学習の機会」の重要度は比較的低い結果となりましたが、環境対策は、実効性のある仕組みづくりのほか、一人ひとりの行動が重要となります。子どもからシニア世代まで、環境学習や情報入手できる機会を確保し、環境に配慮した自発的な行動を促します。

- (1) 環境教育の推進、環境意識の醸成
- (2) 関係機関との連携による取組の推進



##### (1) 環境教育の推進、環境意識の醸成

環境保全の意識を持ち主体的に行動できる人を増やしていくためには、小さな子どもの時からの教育が重要です。植林や清掃活動等、自然環境の保全やまちづくりへの参加を促し、自然やまちへの保全意識や愛着を醸成します。

#### 施策の方向性

<p>学校教育における環境学習機会の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ こども園及び小中高校を対象に、それぞれの理解度に応じた出前授業を実施します。</li> <li>➤ 中学校のユネスコスクールへの登録により環境学習の機会が広がると期待されますが、生徒のみならず、保護者や教育関係者の学習機会としていきます。</li> <li>➤ 給食や子ども料理教室を通じた「食育」を推進し、地場産品の積極的な活用とともに、地産地消への理解を広めます。</li> </ul>
<p>保全活動やまちづくり活動への参加促進と団体活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大雪山国立公園の自然環境や林業開発等の歴史を学べる観察会や講習会を開催するとともに、植林や外来種防除等の町民参加の保全活動を行い、環境に対する意識を高めます。</li> <li>➤ 町有林での植樹体験会等を開催し、町民の「木」への関心を高め、木材利用につなげます。</li> <li>➤ 清掃活動や除雪等まちづくり活動を自発的に実施している団体へ支援を実施していきます。</li> </ul>
<p>環境情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報量や提供のタイミング等、行政と町民双方向のコミュニケーションの最大、最適化を図ります。</li> <li>➤ 環境の施策や実施状況、調査結果等をHPや広報紙で発信に努めます。</li> <li>➤ 事業者の環境に配慮した行動を促進するため、効果的な手法で周知を図ります。</li> </ul>



## (2) 関係機関との連携による取組の推進

本町では、SDGsの目標・ターゲットの達成に向けて、町長を本部長とする「上士幌町SDGs推進本部」が設置されています。SDGsの多方面にわたる課題を解決するため、総合的かつ効果的に推進するために結成されましたが、環境問題の対策についても、この体制により、横断的かつ総合的に取り組んでいきます。

### 施策の方向性

町内における連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出前講座等により、町民と事業者の環境に関する理解を深めるとともに、町民と事業者の連携を促進していきます。</li> </ul>
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町民や団体、事業者と行政を結ぶ役割を担っている町内の企業や団体と連携して、これからも町民と協働する仕組みを構築していきます。</li> <li>➤ SDGs推進に積極的に取組む全国の自治体と連携し、情報交換等により各地の対策を参考にしながら、環境課題に取り組めます。</li> </ul>
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ごみ処理や河川流域・野生動物の対応等、広域的な取組を必要とする環境問題については、近隣自治体や北海道、国と連携して対処していきます。</li> </ul>

## 5. 推進体制と進行管理

### 5.1. 推進体制と進行管理

#### 【推進体制】

#### ① 町

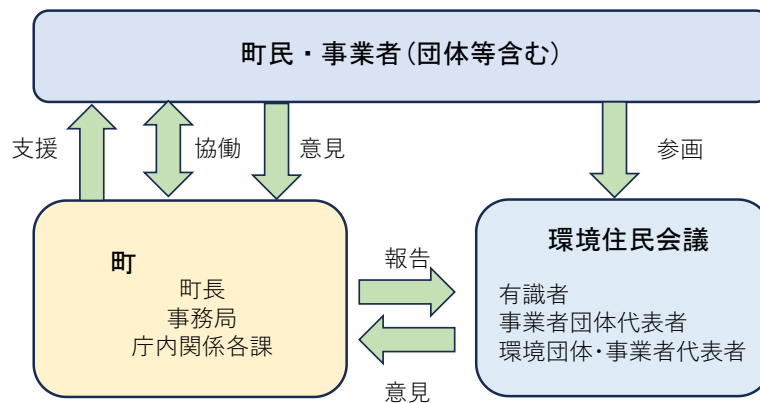
町の各部各課が一体となって計画に取り組むため、ゼロカーボン推進課が事務局となり、関係各課との調整を図ります。

#### ② 環境住民会議

事業者及び町民等が主体的に協議する場として、環境住民会議を設置します。ここでは、本計画に関すること、環境の保全及び創造に関する施策を町民・事業者・町が協働により推進するための方策、また、事業者及び町民等の活動を効果的に推進するための方策等を協議します。

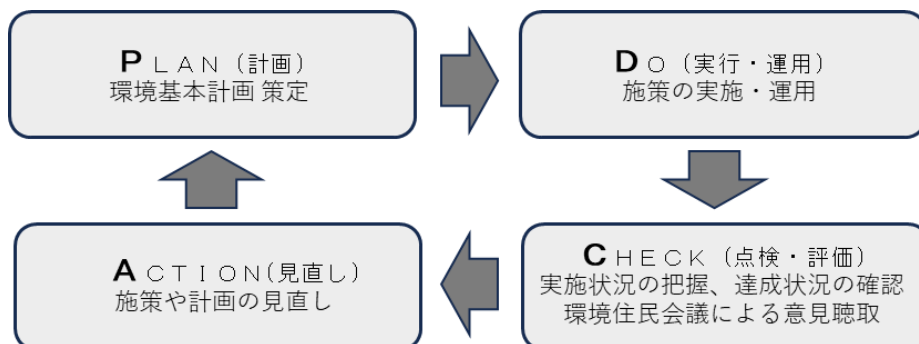
#### ③ 町民・事業者

町民・事業者・町が、協働して環境基本計画に基づいた取組を推進します。環境の保全及び創造に関する取組を推進できる環境づくりを検討します。



#### 【進行管理】

本計画は、以下のPDCAサイクルに沿って進めます。



## 5.2. 役割分担

多様化し複雑化する環境問題に対し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町民、事業者、町が相互に、連携し協働して、環境対策を取り組んでいく必要があります。各主体の責務は、上土幌町環境基本条例に定められています。

上土幌町環境基本条例（抜粋）	
第4条 （町の責務）	町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する責務を有する。 2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、事業者及び町民等との協働を図る責務を有する。
第5条 （事業者の責務）	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、環境の保全及び創造に配慮するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。
第6条 （町民等の責務）	町民等は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。